



SMTB年金ニュース



(平成25年8月27日)

三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

平成25年3月31日を基準日とする 財政計算等の取扱い

平成25年6月19日に成立した「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」を受け、平成25年3月31日を基準日とする財政計算等の取扱いに関して、信託協会を通じて厚生労働省より下表のとおり回答が得られました。

No.	照会内容	厚生労働省回答 (回答日：平成25年8月23日)
1	厚生労働省のホームページ上で公開されている法改正にかかるFAQ No. 288 (※)において、平成24年度における「財政運営の原則」で求められる積立水準は 「代行資産の1.0倍または最低積立基準額の0.92倍以上」と回答をいただいている。一方、現行の非継続基準に従えば「代行資産の1.05倍かつ最低積立基準額の0.92倍以上」となる。 ① 平成24年度決算は現行の非継続基準での財政検証が行われているが、「財政運営の原則」で求められる積立水準で財政検証し直す必要はないという理解で良いか。 ② 財政検証に抵触した場合に必要な掛金についても、現行の財政運営基準の枠組みで算出するという理解で良いか。	平成24年度財政検証およびその抵触に伴う変更計算は、現行の財政運営基準の取扱いのとおりで良い。
2	計算基準日時点の最低責任準備金および最低責任準備金調整額は、平成24年度財政決算と同じもののみ使用できるとの理解で良いか。	平成24年度財政再計算における最低責任準備金および最低責任準備金調整額は、現行の財政運営基準の取扱いのとおりで良い。

(※) 厚生年金基金制度の改正について『寄せられたご質問と現時点の考え方 (FAQ) <追補版>』

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/kaisei07.pdf>

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595

3	<p>非継続基準に抵触した場合、以下の(ア)～(ウ)において将来の最低責任準備金の推計が必要になる。</p> <p>(ア) 積立比率に応じた掛金における「翌事業年度における最低積立基準額の見込額－当事業年度の最低積立基準額」のそれぞれの額</p> <p>(イ) 積立比率に応じた掛金における最低積立基準額に対する不足額または最低責任準備金に対する不足額</p> <p>(ウ) 回復計画における最低積立基準額および最低責任準備金の将来推計それぞれの計算方法は、平成24年度財政決算における最低責任準備金（期ズレ解消前）のみ使用できるとの理解でよいか。</p>	<p>平成24年度決算は、現行の財政運営基準の取扱いのとおりであり、平成24年度末を基準日とする変更計算等については、当該決算の数値に基づくものとするを予定しています。</p>
4	<p>指定基金について、</p> <p>(ア) 平成24年度決算に併せて提出する健全化計画実施年次報告書</p> <p>(イ) 平成25年度中に提出する四半期健全化計画実施報告書</p> <p>における最低責任準備金の計算方法は、平成24年度財政決算における最低責任準備金（期ズレ解消前）を使用すると理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
5	<p>平成26年4月以降、中途脱退者にかかる代行部分の企業年金連合会への移換が行われなくなるが、当該法改正は平成25年3月31日を基準日とする財政計算には織り込まないことでよいか。</p>	<p>平成24年度財政再計算においては織り込まないことで良い。</p>
6	<p>以下で用いられる「0.875」について、平成25年3月31日を計算基準日とする財政計算では見直さないことでよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低責任準備金（計算基準日時点の額に限らず、将来推計が必要な場合の将来の額も含む。）を8号方式で計算する際に代行給付費に乘じる0.875 ・ 回復計画における政府負担金の収入見込みを算定する際に乘じる0.875 ・ 最低積立基準額（計算基準日時点の額に限らず、将来推計が必要な場合の将来の額も含む。）算定時における独自給付を見込む際に用いる0.875 ・ プラスアルファ算定時における独自給付を見込む際に用いる0.875 	<p>平成24年度財政再計算においては見直さないことで良い。</p>
7	<p>上記No. 2、No. 3、No. 5、No. 6は、平成26年3月30日以前を計算基準日とし、平成26年4月1日以降を変更日とする財政計算についても同様の前提で行うという理解でよいか。</p>	<p>改正法施行日前を基準日とする財政計算については、原則として、改正前の財政運営基準等に基づくものとするを予定しています。</p>
8	<p>厚年法改正施行日以後は、解散・代行返上を予定している基金については解散計画もしくは代行返上計画を策定し、当該計画に基づいた財政運営を行うことになる。定められた計画を提出した場合には、当該計画が適用されるまでの間、当該基金は財政計算結果の適用を猶予できるようにしていただきたい。</p>	<p>ご指摘の点も含め、解散計画等の取扱いについては検討中です。</p>

以上